

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 委員会の設置及び運営に関する規則

規則第6号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「委員会」とは、本会事業の企画・運営・研究・調査等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) ケアマネジメント全般に関わる研究を目的としその企画運営を担う委員会
- (2) 本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会
- (3) その他、特務事項の遂行を目的としてその一定期間特別に設置される委員会

(適用の除外)

第4条 この規則は、既に本会会則その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会会則その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の具体的規定が定められていないものについては、この規則を適用するものとする。

(委員会の設置)

第5条 委員会を新たに設置するときは、理事による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2. 前項の申請に当たっては、目的・事業計画・予算・委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(委員長の選任)

第6条 委員長は、理事会において原則として理事の中から選任されるものとする。委員長は、業務運営責任者として、委員会を運営する。

2. 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。
3. 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。

(委員長の任期)

第7条 委員長の任期は、本会定款第26条を準用する。

2. 理事でない委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えて選任されることはできないものとする。

(委員長の解任)

第8条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員会の解散)

第9条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

2. ただし、第3条第1号及び第3号に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。
3. 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。

(委員会の責務)

第10条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、ならびに次年度事業報告・決算を別に定める様式により会長が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。

2. 委員長は委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。
3. 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(副委員長)

第11条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその事務を代行する。

(委員)

第12条 委員は2名以上とし、原則として過半数を本会会員とする。

2. 委員は委員長が選任し理事会に報告し、会長が委嘱する。

(個別運営)

第13条 委員長は、以下の事項を所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。

- (1) 委員の人数構成
 - (2) 委員の解任・補充
 - (3) 委員の公募方法
 - (4) 委員の任期（ただし、原則として1年以上2年未満とする）
 - (5) 委員会の開催方法
 - (6) 部会の設置
 - (7) 議決の方法
2. ただし、第3条第2号及び第3号に区分される委員会については、前項の規定にかかわらず、理事会は前項各号について決定し指定することができる。

(費用弁償及び謝金)

第14条 委員会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める本会費用弁償に関する規則に従う。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。